

令和8年度税制改正 法人税 ～特定生産性向上設備等投資促進税制の創設～

令和8年度税制改正が行われました。
その改正内容のうち、特定生産性向上設備等投資促進税制の創設の概要についてお知らせいたします。

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

国内における高付加価値型の設備投資を促進する観点から、青色申告書を提出する法人が、特定生産性向上設備等を取得等し、事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除が認められます。

(1) 制度の概要

青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及び一定のソフトウェアで、産競法の特定生産性向上設備等（その法人が産競法等改正法の施行の日から令和 11 年 3 月 31 日までの期間内に経済産業大臣の確認を受けたものに限り。）に該当するもののうち一定の規模以上のものの取得等（※1）をする場合において、その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの間に、その特定機械装置等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供したとき（※2）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（※3）において、その特定機械装置等について、即時償却（普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却）又はその取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）の税額控除（調整前法人税額の20%が上限）（※4）のいずれかの適用ができる制度が創設されました。

※1 取得等とは、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限り。以下同じです。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事による取得又は建設を含みます。

※2 適用対象となる事業は特に限定されていませんが、貸付けの用に供した場合は対象外となります。

※3 解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

※4 一定の法人については、税額控除による控除をしてもなお控除しきれない金額を翌期以後3年間繰り越すことができます。

【適用時期等】

この改正は、産競法等改正法の施行の日から施行されます。

なお、産競法等改正法は公布の日以後3月以内の政令で定める日から施行されますが、施行期日を定める政令は令和8年5月27日現在において公布されていません。

(2) 対象資産の範囲

本制度の対象資産である特定機械装置等とは、生産等設備を構成する機械装置などで産競法の特定生産性向上設備等（指定期間内に経済産業大臣の確認を受けたものに限り。）（※1）に該当するもののうち一定の規模以上のものをいいます。

【特定機械装置等の範囲】

生産等設備を構成するもの	一定の規模以上のもの（規模要件）	特定生産性向上設備等
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの	産競法の特定生産性向上設備等（生産性向上設備等のうち、一定の基準（※3）に適合することについて産競法の経済産業大臣の確認を受けたもの）でその確認が指定期間内であるもの
工具及び器具備品	1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの （それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上のもので、その特定生産性向上設備等の投資計画と同一の投資計画に記載されたものの一事業年度における取得価額の合計額がそれぞれ120万円以上である場合のその特定生産性向上設備等である工具又は器具備品を含む。）	
建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの	
建物附属設備及び構築物	一の取得価額が120万円以上のもの （建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上のもので、その特定生産性向上設備等の投資計画と同一の投資計画に記載されたものの一事業年度における取得価額の合計額が120万円以上である場合のその特定生産性向上設備等であるものを含む。）	
一定のソフトウェア（※2）	一の取得価額が70万円以上のもの	

※1 特定生産性向上設備等に関する投資計画の確認を受けた法人は、その投資計画の期間内の日を含む各事業年度においては、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制は適用できません。

なお、中小企業経営強化税制の繰越税額控除制度は適用できます。

※2 一定のソフトウェアとは、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたもの（これに関連する一定の書類を含み、複写して販売するための原本及び一定の開発研究の用に供されるものを除きます。）をいいます。

※3 一定の基準とは、産競法の特定生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する機械装置などの取得価額の合計額が 35 億円以上（中小企業者等は 5 億円以上）であること、特定生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が 15%以上となることが見込まれるものであることなどといった基準が定められる予定ですが、同基準を定める法令は令和 8 年 5 月 27 日現在において公布されていません。

(3) 繰越税額控除制度

青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者（※1）に該当するものが、一定の各事業年度（※2）において繰越税額控除限度超過額（※3）を有する場合には、調整前法人税額からその繰越税額控除限度超過額（その事業年度において税額控除の適用により控除される金額（税額控除額）との合計で調整前法人税額の 20%が上限）を控除することができます（※4）。

※1 認定事業適応事業者とは、指定期間内にされた産競法の認定に係る産競法の認定事業適応事業者（その産競法の認定事業適応計画（産競法の国際経済事情激変事業適応に関するものに限ります。）にその認定国際経済事情激変事業適応計画に従って行う国際経済事情激変事業適応のための措置として特定生産性向上設備等を導入する旨の記載があるものに限ります。）であるものをいいます。

※2 解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除くものとし、その認定国際経済事情激変事業適応計画に係る実施時期の初日を含む事業年度から繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度まで連続してその認定国際経済事情激変事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応を確実に実施していることその他の事項につき一定の証明がされた場合の各事業年度に限りします。

※3 繰越税額控除限度超過額とは、法人の事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限りします。）における措法第 42 条の 12 の 7 第 2 項に規定する税額控除限度額（その認定事業適応事業者の認定国際経済事情激変事業適応計画に記載された特定生産性向上設備等である特定機械装置等に係るものに限ります。）のうち、税額控除の適用による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に繰越税額控除制度の適用によりその各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）の合計額をいいます。

※4 繰越税額控除制度は、税額控除の適用を受けた供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、繰越税額控除制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越税額控除制度の適用の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用できます。

(4) 特別償却及び税額控除の不適用措置

本制度（特別償却及び税額控除）（※1）には、大企業（一定の中小企業者又は農業協同組合等以外の法人）で、一定の要件のいずれかに該当しない事業年度（その事業年度が設立事業年度（※2）及び合併等事業年度（※2）のいずれにも該当せず、かつ、その事業年度の所得金額が前事業年度の所得金額以下とされる一定の場合には、その事業年度を除きます。）については、その適用を受けることができない措置（不適用措置）が設けられています。

- ・ 継続雇用者給与等支給額に係る要件
- ・ 国内設備投資額に係る要件

※1 繰越税額控除制度については、この不適用措置の対象外であることから、これらの要件いずれかに該当しない事業年度であっても適用することができます。

※2 設立事業年度とは、措法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 1 号に規定する設立事業年度をいい、合併等事業年度とは、合併等（合併、分割又は現物出資（分割又は現物出資にあっては、事業を移転するものに限ります。）をいいます。）に係る合併法人等である場合における当該合併等の日を含む事業年度、その他一定の事業年度（その法人の設立事業年度を除きます。）をいいます。

※3 継続雇用者給与等支給額とは、措法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 5 号に規定する継続雇用者給与等支給額をいい、継続雇用者比較給与等支給額とは、同項第 6 号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいいます。

※4 国内設備投資額とは、その法人がその事業年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は現物分配による取得その他一定の取得を除きます。）をした国内資産（国内にあるその法人の事業の用に供する機械装置その他の一定のものをいいます。）でその事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいいます。

※5 当期償却費総額とは、その法人がその有する減価償却資産につきその事業年度においてその償却費として損金経理をした金額（特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法第 31 条第 4 項の規定により同条第 1 項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除きます。）の合計額をいいます。

※6 本制度を適用する場合は、確定申告書等にこれらの要件のいずれにも該当することを明らかにする書類の添付が必要です。